

# 本人通知制度を

## ご利用ください



「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」は、大山町において住民登録や本籍のある方が事前に登録することにより、本人の代理人および第三者に住民票の写し等を交付した場合、その交付した事実を登録者本人にお知らせをする制度です。

この制度を実施することで、委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止・抑止を図ることを目的としています。

### 登録できる人

大山町に住民登録されている方、もしくは大山町に本籍がある方。  
(住民票の除票または除籍のある方も対象になる場合があります)

### 登録方法

専用の申請書に必要事項を記入し、次の必要書類と共に提出してください。  
・登録者の本人確認書類（運転免許証・住基カード等）

・代理人が登録する場合は、登録者本人の自署した委任状及び代理人の本人確認書類

\*同一世帯の方または同じ戸籍に記載されている方であっても、事前登録された方以外は通知の対象となりません。  
\*窓口に来ることができない特段の事情がある場合、郵送でも受付できます。

### 登録期間

登録した日から3年間です。引き続き登録を希望する場合は、更新の申請が必要です。

### 対象となる証明書

・住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載のあるもの）  
・戸籍の附票の写し  
・戸籍の全部（謄本）又は一部（抄本）事項証明書  
・戸籍の記載事項証明書  
（削除された住民票の写し・除籍等を含みます）

### 通知内容

交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別（代理人、第三者等）  
（注）第三者等の氏名・住所等の個人情報  
は通知されませんが、大山町個人情報

保護条例の規定に基づき、本人より開示請求をすることができます。ただし、大山町個人情報保護条例の規定により、開示できない場合があります。

### 通知の対象除外について

以下の場合には、通知の対象になりません。  
・国または地方公共団体等の機関からの請求  
・本籍及び筆頭者の記載を省略した住民票の写し

### 登録の変更について

登録者の氏名・住所等が変更になった場合は、届出が必要です。変更の届出がない場合は、登録が廃止になることがありますのでご注意ください。

### 受付場所

住民生活課  
中山支所総合窓口課  
大山支所総合窓口課  
◆問い合わせ先  
住民生活課

☎ 0859・54・5210

## 戦没者遺児による 慰霊友好親善事業

日本遺族会では、戦没者遺児に対する慰<sup>いしや</sup>籍の一環として、慰霊追悼および現地の方々との友好親善を深めることを目的として「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

### ◆実施地域

マリアナ諸島、  
東部ニューギニア など

◆問い合わせ先 日本遺族会事務局 ☎ 03-3261-5521

◆申込み先 鳥取県遺族会 ☎ 0857-39-2270